

衆議院議員・東京 20 区野党代表

とおる
宮 本 徹



国会通信

2022年12月① No.67

宮本徹事務所

東村山市青葉町 2-29-2

TEL: 042-391-4139

FAX: 042-395-7069



日本共産党の宮本徹は、11月29日の衆議院予算委員会で、政府が検討している大軍拡は、物価高騰に苦しむ国民の生活にのしかかるものだと批判し、「軍拡増税」の中止を求めました。

**「軍拡増税」は許されません
平和外交に尽力こそ**

岸田首相が2027年度軍事費を倍増し、GDP比2%を指示したことに対して、宮本徹は、敵基地攻撃能力の保有は、これまで憲法九条の下で歩んできた日本のあり方をひっくり返すもので、許されないと批判しました。その財源について問われた首相は、「安定的な財源」と答弁するばかりで、具体的なことを述べようとしません。仮に、軍事費倍増を増税で賄おうとしたら、国民一人当たり4万円以上、4人家族で16万円もの増税となります。

「増税をやろうということか」と迫る宮本徹に、岸田首相は「様々な工夫が必要」、「様々な財源についてしっかりと精査

する」などと逃げの答弁。増税を否定しました。

昨年の総選挙でも、今年の参議院選挙でも、「幅広い税目で増税する」なんてことは公約していません。宮本徹は、国民は選挙で、軍拡増税を行う白紙委任状などを与えていないと釘を刺し、数の力で軍拡増税を決めることは許されないと厳しく批判しました。

また、宮本徹は、これまで政府は、専守防衛で、攻撃的兵器はもてないとしてきたのであり、日本が攻撃能力をもてば、相手はそれを上回る攻撃力を日本に向け、安全保障のジレンマに陥ると指摘。際限のない軍拡競争に道を開き、財政的にも国民の暮らしにも先がない道です。平和外交こそが必要であると主張しました。

統一協会の被害防止新法を実効ある
ものに
11月29日予算委員会

○宮本徹委員 日本共産党的宮本徹です。統一協会の被害防止新法についてお伺いをいたします。

今、靈巣商法対策弁護士連絡会の皆さん
が政府の法案に対しての修文、修正を求める
る記者会見をやつてているというお話を伺つ
ております。

政府は新たに、法人等に対する配慮義務で、寄附の勧誘に当たつて、自由な意思を抑圧し、適切な判断をすることが困難な状況に陥ることがないようになるとなどを設

しかし、この配慮義務には強制力はありません。取消しの対象にもなっておりません。損害賠償請求の手助けになるといつても、民事裁判で何年も何年もかかるということがあります。

被害防止のためにも、迅速な救済のためにも、配慮義務ではなくて禁止行為にすべきではありませんか。

○河野国務大臣 政府として、将来に向けて
不^正當な寄附の勧誘による被害を繰り返さない
ために、被害救済・再発防止のための寄附
適正化の仕組みを構築するべく準備をして
いるところです。

新法案では、現行の日本の法体系の中で許される限り最大限、禁止行為や取消権の対象とする方向で検討しております。

いらないんですけど、配慮義務ではなくて禁止行為にすべきではありますんかということを聞いているわけですよね。

現行の法体系の中できりきりとしている

をおっしゃいますけれども、配慮義務の中

身というのは、この間の民事裁判で、いざれ

も不法行為、違法だと判決が重ねられてき

た中身であります。これは禁止行為にする

のが自然ですし、そうすれば取消権の対象

こもあり、東かな救濟につながる、そして

波害の広大防上こもつよがるこじやなはで

初等の授業で、何が何でない一
事か。これは是非、禁止行為としていたい。

○根本未嘗裏國務大臣河野太郎君、簡潔

○木戸義貞・長野義大・河野大良君
○簡浅い

の可等國務二司様三行為の才良三
事

○ 江野國務大臣 禁止行為の対象とする場

合 行政措置や刑事罰の適用にもつながる

ものである)から、現行の日本の法体系

に照らせば要件の明確性が必要となります

他方、不適当な寄附のありようは様々なもの

のが想定され、一概に要件を規定する」と

ができます。

このため、禁止行為と配慮規定の一 段構

成を取ることで実効性を高めるというふう

に考えております。

○宮本(徹) 委員 仮に刑事罰にし難いとい

う立場に立つても、取消しの対象にする」と

總理、全国弁連の皆さんに今日は、様々、記